

ホームページ用

平成27年11月24日
健康管理部保健医療課

宮崎市夜間急病センターの指定管理者の指定の議案に関する概要説明書

宮崎市夜間急病センターの指定管理者については、次のとおり候補となる団体を選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、平成27年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営にあたることとなります。

1. 指定管理者候補者の概要

- | | |
|----------------|--|
| (1) 団体等の名称 | 公益社団法人 宮崎市郡医師会 |
| (2) 代表者名 | 会長 川名 隆司 |
| (3) 主たる事務所の所在地 | 宮崎市大坪西1丁目2番3号 |
| (4) 設立年月日 | 昭和22年12月11日 |
| (5) 設立目的 | 医道の高揚、医学及び医術の発達普及並びに公衆衛生の向上を図り、正しい医療を行い、地域住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。 |
| (6) 事業概要 | ①宮崎市郡医師会病院の運営に関する事項
②宮崎市郡医師会成人病検診センターの運営に関する事項
③宮崎市郡医師会臨床検査センターの運営に関する事項
④宮崎市郡医師会看護専門学校の運営に関する事項
⑤宮崎市夜間急病センターの運営に関する事項
⑥地域包括支援センターの運営に関する事項
⑦地域住民への公衆衛生の啓発指導に関する事項
⑧地域保健、学校保健及び産業保健の向上に関する事項
⑨地域医療の普及向上に関する事項
⑩救急医療及び災害医療の充実に関する事項
⑪福祉と介護に関する事項
⑫医師の生涯研修に関する事項
⑬医学教育の向上に関する事項
⑭会員の福祉親睦に関する事項
⑮医師会の相互の連携に関する事項
⑯その他本会の目的を達するために必要な事項 |
| (7) 資本金又は基本財産 | 0円 |
| (8) 従業員数 | 1,056人 |

2. 指定期間（予定）

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで（5年間）

3. 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

- | | |
|-------|------------------|
| ① 施設名 | 宮崎市夜間急病センター内科・外科 |
| 所在地 | 宮崎市新別府町船戸738番地1 |
| 施設規模等 | 床面積 431.8平方メートル |
| ② 施設名 | 宮崎市夜間急病センター小児科 |
| 所在地 | 宮崎市北高松町5番30号 |
| 施設規模等 | 床面積 201.7平方メートル |

(2) 業務概要

- ① 夜間の軽度の救急患者の診療業務
- ② 診療報酬等の公金の徴収及び支出に関する業務
- ③ 備品の維持管理等に関する業務

(3) 現在の管理方法

指定管理者 公益社団法人 宮崎市郡医師会
(平成23年4月1日から平成28年3月31日まで)

4. 事業計画の概要

(1) 管理運営に対する基本方針

- ・夜間に突発的に発症した急病患者のための施設であり、一時的な痛みの軽減、解熱効果
をあげるなどの応急処置（以下、「一次救急」という。）を目的としている。
- ・受診した翌日には、必ず「かかりつけ医」又は近隣の「医療機関」で十分な治療、検査
を受けるように指導している。

(2) 市民の平等な利用の確保

- ・受付の順番で診察を行っている。但し、救急搬送患者・重症者については、来院時の
緊急度や重症度により治療優先度を決め、迅速かつ効率的に行っている。
- ・地域の関係機関との連携により、全ての受入患者に適切な処置を施すとともに、高齢者
や障がい者等の区別なく利用が可能となっている。

(3) 業務内容に対する理解及び対応

- ・地域住民の夜間における急病患者に対して、宮崎市郡医師会会員と大学病院勤務医の協
力の下、当番制で夜間における診療を行っている。
診療科目：内科・外科・小児科
診療時間：毎日 午後7時～午前7時

- ・徴収業務に関する委託契約書の取扱の各事項に基づき期限までに市に納付する。
- ・備品の取扱いについては、損傷と破損・紛失に注意する。修理・破棄する場合は、市へ連絡する。
- ・夜間での急病に対する緊急処置の施設であることの周知を行うことで、昼間診療を行っている「専門医療機関」、「かかりつけ医」受診の必要性を地域住民に促す。

(4) 施設の設置目的の理解と課題の認識

- ・宮崎市が開設者であり、宮崎市郡医師会が管理運営を行うため市と医師会の連携が必要である。急病センターは一次救急を目的としているものなので入院治療を必要とする二次救急が必要な患者に対しては医師会病院が対応している。(小児は県立宮崎病院)また、より高度な治療を行う三次救急施設とも連携を図り的確に対応する。
- ・課題は急病患者以外が多く、軽症患者が7割を超えていることや、60歳以上の患者が少ないといった人口構造に逆行した受診状況が見られるため、本当の急病患者の治療に支障をきたす恐れがある。
- ・その他、医療過誤を最小化することが急務であり、更なる専門性の確保、バックアップ体制の強化といったことが重要である。そこで、あらゆる急病に対応できる経験豊富なスタッフの確保、二次及び三次医療機関として夜間すぐに受入が可能な医療機関の確保が必要である。

(5) 人的体制の確保

- ・宮崎市郡医師会会員及び宮崎大学医学部附属病院勤務医の協力の下、成り立っている。
- ・しかし、状況は協力して頂いている会員の高齢化が進み、当番辞退が増加傾向である。また、宮崎大学医学部附属病院の勤務医の数も減少しており、医師の勤務体制維持が難しくなっている。その上、患者に対応する経験豊富な看護師たちの確保も同様で、これからの課題である。このまま、現行の診療体制(毎日の午後7時~午前7時)を維持していくことは厳しさを増すばかりである。

(6) 職員の能力育成(研修体制)

- ・併設している宮崎市郡医師会病院主催の研修会に参加しており、特に感染症対策についての研修会については、看護師を含む職員全員が必ず参加するようにしている。
- ・その他、個人情報の取扱・クレーム対応・接遇の研修会についても積極的に参加している。

(7) 事業計画の実現可能性(継続性、安全性)

- ・応急処置を目的としており、受診後「かかりつけ医」や「専門医」を受診するように勧めており、重篤な患者については二次及び三次の医療機関への連携も、的確に行っている。
- ・救急医療の充実や医師確保を推進しながら、宮崎市近隣の医療充実を目指し、全ての市

民が同じレベルの医療を受けられる環境づくりと医療機器の充実が重要であると考え
ため、宮崎市との連携は必要不可欠である。

(8) 申請者の安定性・信頼性

- ・宮崎市郡医師会会員の各医会を通して会員に働きかけ、夜間急病センターの協力医を確保することができる唯一の団体であり、地域医療の普及と充実を目的とする医師会の役割の一環として地域の医療機関と連携し、運営を行っている。
- ・宮崎市郡医師会は、夜間急病センター設置以来、市民に充実した医療サービスを行っている。

(9) 環境に配慮した施設管理

- ・スタッフ全員が使用していない箇所のエアコンや照明のスイッチを切るようにしている。
- ・2部コピーするところを両面にする。
- ・いらなくなったコピー用紙、コピーに失敗した用紙や段ボールを資源ごみとして分別している。

※ 上記の事業計画は、あくまで指定管理者候補者から選定に当たり示された内容であり、実際に行う事業の計画は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

5. 収支計画の概要

■収入

(単位：千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
指定管理料	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000	2,025,000
利用料金	0	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0	0
収入合計	405,000	405,000	405,000	405,000	405,000	2,025,000

■支出

(単位：千円)

項目	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	5ヵ年合計
人件費	312,911	312,911	312,911	312,911	312,911	1,564,555
維持管理費	45,387	45,387	45,387	45,387	45,387	226,935
委託費	46,702	46,702	46,702	46,702	46,702	233,510
支出合計	405,000	405,500	405,500	405,500	405,500	2,025,000

※ 上記の収支計画は、平成27年度予算を前提とした内容であり、最終的な収支計画（指定管理料を含む。）は、指定後に市と当該団体との間で協議の上、決定します。

また、各年度の指定管理料は、毎年度締結する年度協定により決定します。

6. 選定結果の概要

(1) 概況

①選定方法

非公募

②選定日程

第1回選定委員会	平成27年 6月23日
要項及び申請書類様式の配布	平成27年 8月10日
提出書類Aの受付(=一次締切)	平成27年 8月31日
提出書類Bの受付(=最終締切)	平成27年 9月28日
書類審査等	平成27年 9月29日～10月 9日
第2回選定委員会	平成27年10月20日

(2) 健康管理部指定管理者候補者選定委員会

(敬称略)

	役職等
会長	健康管理部長
委員	宮崎市自治会連合会
〃	宮崎市老人クラブ連合会
〃	公益社団法人 宮崎県看護協会
〃	宮崎市民生委員児童委員協議会
〃	消防局長

(3) 選定の概況

ア 選定理由(非公募理由)

第1回健康管理部指定管理者候補者選定委員会において、「宮崎市公の施設における指定管理者制度に関する基本方針」の「5事業の選定(2)非公募の要件「②専門的かつ高度な技術、ノウハウなどを有する特定の団体を指定することが適切な施設の管理運営に資すると認められる場合」に該当するため、非公募による選定を行うことが承認され、非公募による選定手続きを開始した。

その後、第2回健康管理部指定管理者候補者選定委員会において、申請者である公益社団法人宮崎市郡医師会からの申請書類及び意見をもとに、「宮崎市公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例」で定める次の基準により、総合的に審査を行った。

- ① 事業計画書に基づく当該施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること
- ② 事業計画書の内容が当該施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること
- ③ 事業計画書の内容が当該施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること
- ④ 事業計画書に沿った管理を安定して行うための十分な能力を有しているものであ

ること

その結果、宮崎市郡医師会会員や宮崎大学医学部附属病院勤務医の協力の下、夜間急病センターの当番医を確保することができる唯一の団体であり、重篤な患者に対しては二次及び三次の医療機関との連携によりの確に対応するなど、充実した医療サービスの提供が可能であること、また、宮崎市郡医師会病院等類似施設の運営実績も豊富であり、使用料・手数料の徴収業務や備品等の維持管理に関する業務についても、適切な履行が見込まれることから、公益社団法人宮崎市郡医師会を指定管理者候補者として選定した。

イ 審査結果一覧

選定の基準	満点 (配点×委員数)	最低基準点	候補者 公益社団法人 宮崎市郡医師会
施設の運営が市民の平等な利用を確保するものであること	180		157
施設の設置目的を最も効果的に達成するものであること	90		81
施設の管理に係る経費の縮減を図るものであること	90		78
事業計画を着実に実施するための十分な管理運営能力を有していること（重要基準）	240	96 (満点×40%)	194
安全管理に対する対応	90		84
環境保護及び障がい者雇用等の福祉施策の取組状況	60		42
合計得点	750	450 (満点×60%)	636